

週間税務通信平成 27 年 3 月 2 日より



個人住民税と特別徴収の推進

各自治体の行政サービスに充てられる「**個人住民税**」は、「**特別徴収**」と「**普通徴収**」のいずれかの方法で徴収されます。事業者は、毎月の従業員の給与から「個人住民税」を天引きし、各自治体に納入する「特別徴収」することが原則です。しかし、実施していない事業者も多いため、47都道府県と20政令指定都市の全てが「特別徴収」を推進しています。

これまでは、事業者が希望すれば、「普通徴収」によることも運用上認められていました。自治体によって時期は異なるものの、**今後は、原則全ての事業者が特別徴収義務者に指定**されることになります(東京都では平成29年度から実施)。

“特別徴収”の対象者は、前年から給与が支給され、その年度の初日(4月1日)において給与が支給されているものとされています(地法321の3①)。自治体から通知された税額を納税義務者本人が納税する“普通徴収”の対象者は、支給期間が1か月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けている者(例えば、給与1回の支給が2・3か月など)等であるため、**パート・アルバイト含めほとんどの給与所得者が“特別徴収”の対象**です。

また、原則、所得税の源泉徴収義務者として給与支払報告書を提出する事業者は、自治体から「個人住民税」の特別徴収義務者として指定されますが(地法317の6①)、運用上は、給与支払報告書の提出時に“普通徴収”を希望すれば、特別徴収義務者にされないケースもありました。

給与支払報告書の提出は1月末までとなりますが、各自治体によるものの、基本的には、提出期限後でも提出を受け付けてもらえるようです。速やかに給与支払報告書を提出すれば本年6月から“特別徴収”を行うことができます。

特別徴収義務者に指定された事業者が“特別徴収”を実施していない場合、事業者に対して滞納処分が行われることもあります(地法331)。

給与支払報告書(総括表) 見本

平成 年度給与支払報告書(総括表)

平成	年	月	日	提出			
※種別	※整理番号	※	※	※			
給与の支払期間	平成	年	月	分から	月分まで	提出区分	年間分
フリガナ 給与支払者の 名称又は氏名					提出市区町村数	退職者分	
フリガナ 同上の所在地					受給者総人員		
代表者の 職・氏名					特別徴収 報告者		
連絡者の氏名、 所属課、係名 及び電話番号					普通徴収 乙欄 退職者 計		
特別徴収税額 (名称)					所轄税務署名	税務署	
の払込みを希望 する金融機関 (所在地)					給与の支払方法 及びその期日		
会計事務所 等の名称					特別徴収義務者指定番号		

特別徴収

普通徴収

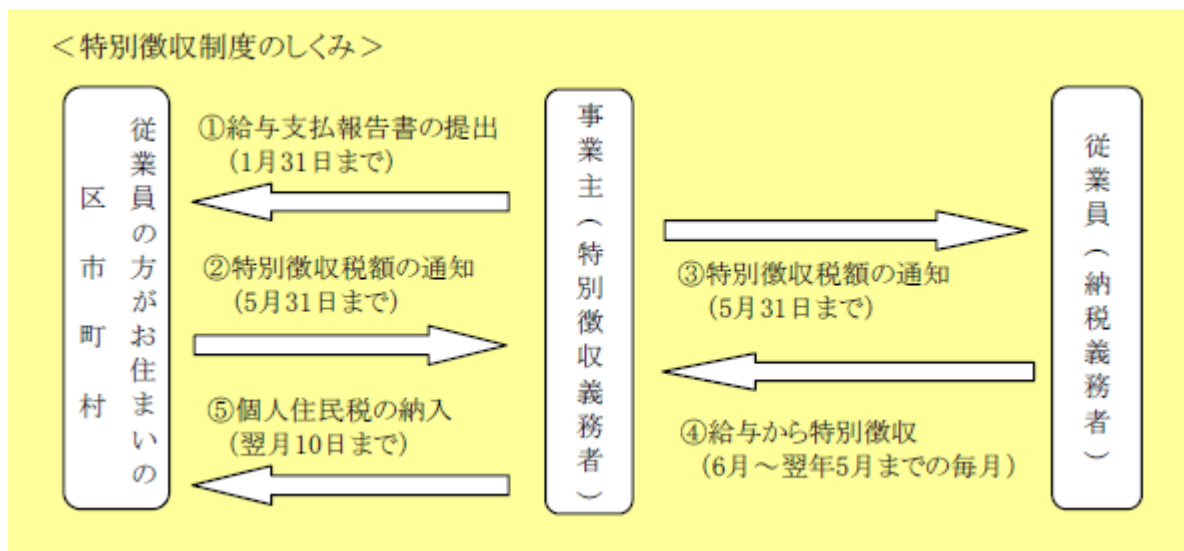


平成26年度から平成28年度は オール東京特別徴収推進期間です



平成26年2月に平成25年度個人住民税徴収対策会議が開催され、都と区市区町村の安定した財源の確保と納税者の利便性向上に向けて、平成26年度から平成28年度までを特別徴収推進月間と位置付け、オール東京で広域的な推進活動を展開していくことを決めました。

平成29年度から原則として、全ての事業主に、特別徴収義務者の指定を実施します。



特別徴収(給与所得者)のメリット

- 給与から徴収されるので、市役所、金融機関等へ出向く手間がかからない。
- **金融機関に出向いて納税する手間が省け**、納付を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配がありません。さらに特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて**1回あたりの納税額が少**くなります。



事業者(給与支払者)のメリット

- 個人住民税の税額計算を市区町村が行いますので、所得税のように税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。
- 特別徴収関連の手続きは電子申告により簡単に行うことができます。
- **従業員(納税義務者)が常時10人未満**の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度する制度「**納期の特例**」を利用することができます。

↓ 特別徴収税額のうち、**6月から11月分を12月10日まで、
12月から5月分を6月10日までの年2回に分けて納入**

特別徴収税額決定通知書の送付

毎年5月31日までに、従業員が住んでいる市町村から事業主当てに「特別徴収税額決定通知書」が送付されます。6月の給与から特別徴収を開始することになります。